

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 正規の勤務時間等（第一条の二―第十二条の二）</p> <p>第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間（第十三条―第十六条の二）</p> <p>第四章 休日の代休日（第十七条）</p> <p>第五章 休暇（第十八条―第三十一条）</p> <p>第六章 雑則（第三十二条・第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）</p> <p>第二条 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める職員は、皇宮警察学校初任科、航空保安大学校又は気象大学の学生とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 正規の勤務時間等（第一条の二―第十二条の二）</p> <p>第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間（第十三条―第十六条の二）</p> <p>第四章 休日の代休日（第十七条）</p> <p>第五章 休暇（第十八条―第三十一条）</p> <p>第六章 矯正医官法第五条の規定に基づく勤務時間の割振り等（第三十一条の二・第三十一条の三）</p> <p>第七章 雑則（第三十二条・第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（勤務時間法第六条第三項適用職員の勤務時間の割振りの基準等）</p> <p>第二条 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（次条において「勤務時間法第六条第三項適用職員」という。）とする。</p> <p>一 給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に關する業務を行う機関の長及び次長を除く。）</p> <p>二 任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>三 試験研究に關する業務の遂行を支援する業務に従事する職員（第一号に掲げる職員のうち試験研究に關する業務に従事する職員又は前号に掲げる職員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）</p>

第三条

勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。

ただし、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、

七時間四十五分（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該再任用短時間勤務職員等の勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の第三

一 項第二号において同じ。）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する五時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

次の各号に掲げる職員については、各省各庁の長が

始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤

務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

時刻は午後十時以前に設定すること。

各省各庁の長が

職員の申告を考慮して勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

時刻は午後十時以前に設定すること。

各省各庁の長が

職員の申告を考慮して勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

時刻は午後十時以前に設定すること。

各省各庁の長が

職員の申告を考慮して勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

時刻は午後十時以前に設定すること。

各省各庁の長が

職員の申告を考慮して勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

時刻は午後十時以前に設定すること。

各省各庁の長が

職員の申告を考慮して勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

四

給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が人事院と協議して定める職員

（新設）

第三条

勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の

務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、前項第三号及び当該各号に定める基準に適合するものとなるように勤務時間法第六條第三項の規定に基づき勤務時間を割り振ることができる。

一 給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下この号において「特定研究職員」という。）は、任期付研究員法第三條第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この号において「任期付研究員」という。）又は試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員（特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）に次に掲げる基準に従う。ただし、休日等については、七時間四十五分とする。

ロ 月曜日から金曜日までの五日間のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は

時刻は午後十時以前に設定することとするほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 前條第一号から第三号までに掲げる職員 次に掲げる基準

イ 勤務時間は、一日につき二時間以上とすること。ただし、勤務時間法第十四條に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）その他人事院の定める日については、七時間四十五分（法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該職員の勤務時間法第六條第三項に規定する四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間。次号において同じ。）とする。

ロ 月曜日から金曜日までの五日間のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は

機関ごとにかき定め定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

二 給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める職員 次に掲げる基準

イ 勤務時間は、一日につき四時間以上（各省各庁の長が、公務の能率の向上に特に資すると認める場合は、二時間以上）とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

ロ 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯（各省各庁の長が、公務の能率の向上に特に資すると認める場合は、月曜日から金曜日までの五日間のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯）において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにかき定め定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 矯正施設（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号に規定する矯正施設をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）の長である矯正医官（同法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。以下この号及び第十条第二号に規定する矯正医官をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）以外の矯正医官であつて、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に関する

機関ごとにかき定め定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務する前条第一号から第三号までに掲げる職員に共通する勤務時間とすること。

二 前条第四号に掲げる職員 次に掲げる基準

イ 勤務時間は、一日につき四時間以上（各省各庁の長が、公務の能率の向上に特に資すると認める場合は、二時間以上）とすること。ただし、休日その他人事院の定める日については、七時間四十五分とすること。

ロ 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯（各省各庁の長が、公務の能率の向上に特に資すると認める場合は、月曜日から金曜日までの五日間のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯）において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにかき定め定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務する前条第四号に掲げる職員に共通する勤務時間とすること。

【参考】

（矯正医官法第五条第一項適用職員の勤務時間の割り振りの基準等）

第三十一条の二 矯正医官法第五条第一項の人事院規則で定める矯正医官は、矯正施設の長である矯正医官以外の矯正医官であつて、次に掲げる業務に従事するもの（第四項において「矯正医官法第五条第一項適用職員」という。）とする。

一 矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所にお

る調査研究に従事するもの。月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間がその一部となるようにすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするこ

(削る)

3 | 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号(ただし書を除く。)及び第二号又は第二項各号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)に定める基準によらないことができるものとする。

4 | 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第二号又は第二項第一号口、第二号口若しくは第三号(ただし書を除く。)に定める基準によらないことができるものとする。

ける医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換

2 | 二 矯正施設内における医療に関する調査研究

3 | 矯正官法第五條第一項の規定に基づく勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定することとするほか、月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間がその一部となるように行わなければならない。ただし、休日その他人事院の定める日における勤務時間は、七時間四十五分としなければならない。

(略)

2 | 勤務時間法第六條第三項適用職員が行う申告(勤務時間法第六條第三項に規定する申告をいう。以下この条及び次條第一項において同じ。)は、前項各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

3 | 各省各庁の長は、勤務時間法第六條第三項適用職員の申告どおりに勤務時間を割り振るものとする。ただし、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると業務の運営に支障が生ずると認められる場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができる。

4 | 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一 勤務時間法第六條第三項適用職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項

第四条 勤務時間法第六条第三項の職員の申告は、前条

2 | に定める基準に適合するものでなければならぬ。

各省各庁の長は、次の各号に掲げる前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二 前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告どおりに勤務時間を割り振るものとする。ただし、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 | 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られ

の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると業務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

た勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

(削る)

第四条の二 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める期間（次条第一項において「単位期間」という。）は、勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事院の定める場合にあつては、人事院の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、同条第四項の規定に基づく週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

(勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等)

第四条 申告並びに前条第三項の規定による勤務時間の割振り及び同条第四項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿により行うものとする。

2 勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

(新設)

第四条の三 勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週

休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間法第六条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごにつき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間未満とすることができるものとする。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでない。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 | 第三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は第二項各号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」とあるのは「第四条の三第一項第二号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第三号」と、同条第四項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、

（新設）

「第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（ただし書を除く。）」とあるのは「第四条の三第一項第三号」と読み替えるものとする。

第四条の四 勤務時間法第六条第四項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 各省各庁の長は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 各省各庁の長は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日や設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、各省各庁の長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割り振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割り振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割り振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週

休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

5| 二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

5| 第四条第四項の規定は、第一項、第三項及び前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申告並びに第二項」とあるのは「第四条の第二項に規定する申告並びに同条第三項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第四項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

2| 第四条の五 勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹
二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

2| 勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育

(新設)

法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齡児童を養育する職員

二 勤務時間法第六条第四項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齡により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休日

を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第二項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届け出なければならぬ。

2 前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に關し必要な事項は、事務総長が定める。

3 第四条の四第二項の規定は、第一項の届出について準用する。

第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休日

を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第四条の五第二項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなつた直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

（特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第五条 各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを

（特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第五条 各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二項本文の定めるところに従い週休日（勤務時間法第六条第一

定める場合には、勤務日（勤務時間法第八条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならぬ。

2・3 (略)

（休憩時間）
第七条 各省各庁の長は、次に掲げる基準に適合するよう

一 おおむね毎四時間の連続する正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の後に置くこと。

2・3 (略)

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項の規定により勤務時間を割り振る場合において、前項第一号の規定によると能率を阻害すると認めるときは、同号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するよう休憩時間を置くことができる。

一 正午から午後一時までの時間帯において、連続する正規の勤務時間が五時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くこと。

二 前号の休憩時間の終わる時刻から連続する正規の勤務時間が五時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くこと。

3 前項の規定は、勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振る場合について準用する。この場合において、前項第二号中「前号の休憩時間の終わる時刻から」とあるのは、「午後五時から午後七時までの時間帯において、」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

項に規定する週休日を含む。以下同じ。）及び勤務時間の割振りをする場合には、勤務日（勤務時間法第八条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならぬ。

（休憩時間）
第七条 (同上)

一 (同上)
二・三 (同上)

一 (同上)
二 (同上)

3 前項の規定は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合について準用する。この場合において、前項第二号中「前号の休憩時間の終わる時刻から」とあるのは、「午後五時から午後七時までの時間帯において、」と読み替えるものとする。

4・5 (同上)

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)
第九条 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、勤務時間法第七条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、勤務時間法第九条の規定により休憩時間を置き、又は前条の休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、人事院の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(通常勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)
第十条 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務(人事院が定める基準に適合するものに限り)とする。

- 一 職員が一日の執務の全部を離れて受ける研修
- 二 矯正医官が行う施設外勤務(矯正施設の外に医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。)

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)
第十二条の二 第三条、第四条、第四条の三から第四条

の七まで並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)
第九条 (同上)

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、人事院の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(通常勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)
第十条 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務(人事院が定める基準に適合するものに限り)とする。

- 一 (同上)
- 二 矯正医官(矯正医官法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三 第一号に規定する矯正施設をいう。第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四 第二項において同じ。)
- 五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 二十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 三十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 四十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 五十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 六十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 七十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 八十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十一 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十二 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十三 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十四 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十五 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十六 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十七 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十八 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 九十九 第三十一条の二第一項において同じ。)
- 百 第三十一条の二第一項において同じ。)

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)
第十二条の二 第三条、第四条並びに第五条第一項及び

第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をして

2 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。
の適用については、同項中「前項各号の基準に適合し、かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

（介護休暇）

23 第二十三条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。
2 | 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。
3 | 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内とする。

（削る）

2 いる職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。
（同上）

23 第二十三条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹
二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

2 | 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。
3 | 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。
4 | 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内とする。

第六章 矯正医官法第五条の規定に基づく勤務時間の割振り等

31 第三十一条の二 矯正医官法第五条第一項の人事院規則（矯正医官法第五条第一項適用職員の勤務時間の割振りの基準等）
2 | 矯正医官法第五条第一項の人事院規則で定める矯正医官は、矯正施設の長である矯正医官以外の矯正医官であつて、次に掲げる業務に従事するもの（第四項において「矯正医官法第五条第一項適用職

員」という。)とする。

一 矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換

二 矯正施設内における医療に関する調査研究

2 | 矯正医官法第五条第一項の規定に基づく勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定することとするほか、月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間がその一部となるように行わなければならない。ただし、休日その他人事院の定める日における勤務時間は、七時間四十五分としなければならない。

3 | 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、矯正医官法第五条第一項の規定に基づく勤務時間の割振りについて準用する。

4 | 前二項の規定は、矯正医官法第五条第一項適用職員である育児短時間勤務職員等には適用しない。

(休憩時間等に関する読替え)

第三十一条の三 矯正医官法第五条第一項の規定により勤務時間を割り振られた矯正医官についての第七条第三項及び第九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「勤務時間法第六条第三項」とあるのは、「矯正医官法第五条第一項」とする。

第七章 雑則

第六章 雑則
(第二章から第四章までの規定についての別段の定め)

第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条

(第二章から第四章まで及び第六章の規定についての別段の定め)

第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条

読 替 後	読 替 前
<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第四項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、<u>第四条の三第一項第二号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第三号に定める基準によらないことができるものとする。</u></p> <p>4 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第四項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、<u>第四条の三第一項第三号に定める基準によらないことができるものとする。</u></p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第四条の四第二項に規定する申告並びに同条第三項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第四項の規定による週休日及び勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。</p>	<p>第三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、<u>第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は第二項各号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。</u></p> <p>4 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、<u>第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（ただし書を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。</u></p> <p>第四条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第三条 各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、次に掲げる職員(勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員であつて、人事院の定めるもの</p> <p>(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)</p> <p>第十三条 第三条から前条まで(第五条第一項第三号及び第四号、第八条第一項第三号及び第四号、第九条並びに前条第一項第三号を除く。)の規定は、勤務時間法第二十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第三条中「次に掲げる」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。）」のある」と、「その子を養育」とあるのは「</p>	<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第三条 各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員であつて、人事院の定めるもの</p> <p>(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)</p> <p>第十三条 第三条から前条まで(第五条第一項第三号及び第四号、第八条第一項第三号及び第四号、第九条並びに前条第一項第三号を除く。)の規定は、勤務時間法第二十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第三条中「次に掲げる職員がその子を養育」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が当該要介護</p>

当該要介護者を介護」と、第五条第一項第一号、第八条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、及び第十条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第十一条第一項から第三項まで及び第五項中「第九条又は前条の」とあるのは「前条の」と、同条第一項中「ならない。この場合において、第九条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにならなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「第九条又は前条に」とあるのは「同条に」と、前条第一項及び第二項中「第九条又は第十条」とあるのは「第十条」と、同項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

者を介護」と、第五条第一項第一号、第八条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、及び第十条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第十一条第一項から第三項まで及び第五項中「第九条又は前条の」とあるのは「前条の」と、同条第一項中「ならない。この場合において、第九条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにならなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「第九条又は前条に」とあるのは「同条に」と、前条第一項及び第二項中「第九条又は第十条」とあるのは「第十条」と、同項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○ 人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限） 読替表（第十三条関係）

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（育児を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第三条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、勤務時間法第二十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員（勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員であって、人事院の定めるもの</p>	<p>（育児を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第三条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる職員（勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員であって、人事院の定めるもの</p>

○ 人事院規則一九一〇（職員の育児休業等） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十九条 育児休業法第十二条第一項第五号の人事院規則で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態を除く。（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>一 勤務時間法第六条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事院の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たり勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十分、二十三時間十五分又は二十四時間三十分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において二時間以上勤務すること。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第十九条 育児休業法第十二条第一項第五号の人事院規則で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態を除く。（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>一 勤務時間法第六条第三項又は矯正医官法第五条第一項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事院の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たり勤務時間が十九時間三十分、二十三時間十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において二時間以上勤務すること。</p> <p>二 (略)</p>